

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

株式会社 さとう

秋田県大仙市藤木字東八圭68の5

2. 指名停止措置期間

平成27年9月11日から平成27年12月10日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要：

株式会社 さとう は、平成27年7月10日実施した東北森林管理局秋田森林管理署発注の「秋田森林管理署角館森林事務所庁舎新築工事」の一般競争入札において最も高い評価値で落札予定者となったが、調査基準価格を下回る入札を行ったため、入札条件である低入札価格調査資料の提出を求めたところ、自社の都合を理由に辞退届けを提出し同調査に協力しなかった。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不誠実な行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関して不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務企画部 経理課長 細田 雄一 電話018-836-2070